

第 11 回企画委員会議事要旨

日時 2019 年 11 月 22 日 18:00～20:00

場所 日本財団 2 階第 8 会議室

出席者

(説明者)

西岡正次氏(A'ワーク創造館就労支援室長)

(企画委員会委員、オブザーバー、部会委員)

駒村委員長、丸物委員、村木委員、久保寺委員、池田委員、山田全体委員会委員、
酒光バランス部会委員

山田委員

(上記以外の出席者)

日本財団、ダイバーシティ就労支援機構

－西岡正次氏(A'ワーク創造館就労支援室長)の問題提起とダイバーシティ就労支援プロジェクトに関する意見交換－

〔西岡正次氏の問題提起〕

- 就労支援の主たるターゲットは、求職者ではなく、「求職準備者」(キャリアの模索・検討者)である。
- 生活困窮者自立支援法事業で、自治体は初めて就労問題に携わることになった。
しかし、包括的な相談支援が進む一方で、ハローワークの求人につなぐ前の就労支援のメニュー、すなわち体験や訓練付き雇用(就労訓練)、支援付短期バイト等のジョブ型メニューが現状は少ない。
- 日本型雇用システムは、求職準備者、早期離職者に対応できていない。
新卒一括採用等の日本型雇用システムから外れると、就労継続、キャリア形成が難しい。
- 企業は、まだまだフルスペックで働ける人を求めているが、「脱・日本型雇用システムの動き」も広がっている。
・早期離職の多さ、45歳希望退職の広がり ⇒セカンドステージはジョブ型キャリア形成へ。

〔西岡氏の問題提起及びダイバーシティ就労支援事業に関する意見交換〕

- 生活困窮者自立支援対策は、どうしても福祉ライン、市町村・社会福祉協議会のラインで固まってしまう。障害者関係も、障害者のラインで固まってしまう。それを労働施策とか色々なものを入れて、一つの体系として打ち出すことができれば、地方自治体や各地域の福祉等事業者にすごく使いやすいものができるのではないか。
- ひきこもり対策と障害者対策は重なる。親和性があるのではないか。
- 生活困窮者自立支援法事業で市町村が就労問題に関わることになったが、市町村事業は基本的に福祉中心で、労働が入らないことに留意する必要がある。
- モデル事業を実施する事業体には、取り合えず、3つの方策、生活困窮者自立支援法（特に、就労準備支援事業）、障害者総合支援法（特に、就労継続支援 A 型事業所、就労移行支援事業所、就労・生活支援センター）、雇用政策（若者サポートステーション、職業訓練関係）をできるだけ使いこなすとともに、現行制度の問題点（隘路）を提起するようなモデル事業を展開することを期待したい。